

佐野 利男

(原子力委員会委員、元デンマーク特命全権大使)

神余 隆博

(日本国連学会理事長、元ドイツ特命全権大使、関西学院大学教授)

角 茂樹

(前ウクライナ特命全権大使、玉川大学客員教授)

戸崎 洋史

(日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター所長)

はじめに

菅沼：みなさま、こんにちは。本日は立教大学社会福祉研究所主催公開シンポジウム「核兵器廃絶への道を探る—激変する国際情勢と外交における日本の役割」にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。主催者を代表して一言ご挨拶申し上げます。

立教大学社会福祉研究所は1967年に設置され、既に50年を超える歴史をもつ研究所であります。研究員は、社会学部、文学部、法学部、経済学部、コミュニティ福祉学部からなり、人間のWell-beingについて広く学際的に研究して参りました。所員による研究の他、公開シンポジウムや公開セミナーを開催し、広く市民の方々と研究を交流して参りました。

本日のシンポジウムは安全保障がテーマで、福祉研の従来の企画とはやや異質ですので、開催に至った経緯を説明させていただきます。私はデンマークの福祉国家について研究しているのですが、基調講演をされる佐野利男氏は、駐デンマーク特命全権大使を務められ、デンマーク事情に精通しておられます。その関係で私は個人的にお付き合いさせていただき、また、当研究所のデンマークセミナーの講師としても大変お世話になっております。佐野氏がこの4月に核兵器廃絶を展望したご新著を刊行されまして、まさに、時宜になかった出版であり、ご相談のうえ公開シンポジウムを開催しようということになりました。社会福祉研究所は人間の生活の良さWell-beingや社会保障について研究してきましたので、安全保障は

専門外ですが、しかし、人間の尊厳を扱うという点では共通していると思ひまして、企画をした次第です。

本日のシンポジウムの開催趣旨を申し上げます。ロシアのウクライナ侵攻により世界の安全保障環境は激変いたしました。国連の安全保障理事会の機能は停止したも同然となりました。ヨーロッパの各国は直ちにロシアに対して強力な経済制裁を行使し、日本もこれに参加しました。また、フィンランド、スウェーデンがNATOに加盟を申請するなど、ヨーロッパの安全保障環境は一気に緊張の度を高めました。そのなかでとりわけ看過できないこととしてプーチンが核兵器の使用の可能性に言及したことです。核兵器の使用に言及すること自体、人道的に許しがたいと考えます。東アジアでも北朝鮮が核を保有し、挑発的行動をとるなど、我々が核戦争の脅威の中にあることを突きつけられました。他方、来週から核兵器禁止条約の第1回締約国会議がウィーンで開催され、8月には核拡散防止条約の再検討会議がニューヨークで開催されます。核兵器禁止・廃絶を求める国際的な世論も高まっています。このような時期に核兵器廃絶に向けて何ができるのか、何をなすべきなのか、を議論することは非常に重要だと思います。問題は深刻かつ複雑で、明解な答えがあるわけではありません。我慢強い・粘り強い議論が必要です。本日は日本外交の最前線でのこの分野に取り組みされてきた外交官の方々と軍縮・核不拡散研究の第一人者の方にお越しいただき、現下の情勢と、核兵器廃絶に向けた課題についてご議論をいただきます。本日のシンポジウム

が認識を深め、建設的な議論を進めることに役に立てれば幸いです。

それでは、登壇者の方を紹介させていただきます。まずは、本日基調講演をしていただく佐野利男さんです。外務省に入省され、大臣官房総括審議官、軍縮不拡散・科学部長、駐デンマーク特命全権大使、ジュネーブ軍縮会議日本政府代表部特命全権大使を歴任され、著書に『女神フライアが愛した国』、また、本年4月に『核兵器禁止条約は日本を守るか——「新しい現実」への正念場』を出版されました。

続いてパネリストのみなさんをご紹介します。パネリスト一人目は神余隆博さんです。

外務省に入省され、国際連合日本政府代表部特命全権大使、駐ドイツ特命全権大使等を歴任されました。法学博士で、専門は外交政策論、欧州政治です。関西学院大学副学長・国際連携機構長を歴任され、ドイツ功労十字勲章、フランス・シュバリエ勲章を受章されています。二人目は角茂樹さんです。外務省に入省され、国際連合日本政府代表部一等書記官、駐タイ公使、外務省国際社会協力部参事官、ウィーン代表部大使、国連大使、駐バーレーン特命全権大使等を歴任されました。2014年から駐ウクライナ特命全権大使を務められ、ウクライナ大使在任中に、5つの勲章を受章されました。現在、玉川大学、岩手大学その他で客員教授として国際関係論を教えていらっしゃいます。三人目は戸崎洋史さんです。日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター所長でいらっしゃいます。日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター主任研究員、九州大学大学院法学府客員助教授などを務められました。軍備管理・不拡散問題、安全保障論に関する著書、論文が多数ございます。

本日は、はじめに佐野利男さんから45分ほど基調講演をしていただき、後半はパネリスト3名からのコメントをそれぞれ10分ずついただきます。それに対する佐野さんからのリプライののち、フロアからの質問にもお答えいただこうと思います。それでは、佐野さん、どうぞよろしく願いいたします。

基調講演

「ウクライナ侵攻と核抑止、そして核軍縮」

皆さま、こんにちは。元ジュネーブ軍縮大使の佐野利男でございます。本日はどうぞよろしくお

願いいたします。本日、お話しする内容はこのとおりですが、全体が見えますでしょうか。今回のウクライナ侵攻が主権尊重、政治的独立、領土保全、民族自決、あるいは紛争の平和的な解決といった国際社会が20世紀に勝ち取った諸原則を踏みしめる暴挙であるということは間違いないと思います。まさに今のわれわれが生きる21世紀への挑戦であると考えます。本日はまずロシアの侵攻をなぜ抑止できなかったのか。2番目にロシア、ウクライナ戦争が東アジアにどのような問題点を突き付けたのか。3番目に東アジアの危機を未然に防ぐために何をすべきか。そして最後に、先ほどありましたように核兵器禁止条約の第1回締約国会合が来週から、それから8月にNPTの運用検討会議がございますので、今後の軍備管理、軍縮の動向について展望したいと思います。

1. ウクライナ侵攻

(1) 抑止の失敗

まず後世の歴史家は、今回のウクライナ侵攻を抑止の失敗の典型例と見るだろうと考えます。アメリカおよびNATOとも、ロシアとの直接対決が第三次世界大戦を招来するのではないかと恐れて、事前に軍をウクライナに出さない、そして大規模経済制裁を科すんだと言明しました。ロシアがこれをどのように受け取ったかですが、二つの可能性を考えてみたいと思います。一つはアメリカもNATOも、大規模経済制裁がロシアとの直接対決を引き起こさない範囲で、ロシアの侵攻を抑止し得ると考えた。つまり、その効果を過大評価したと考えられます。これに反して、ロシアは大規模経済制裁を過小評価して、ウクライナ侵攻に大きな障害はないという判断に至ったことが想像されます。そこに相互の立場についての思い込み、あるいは錯誤があったと言えると思います。またアメリカもNATOも十分、抑止し得る程度と考えた今回の措置が、ロシアにとっては十分挑発的だった可能性もあると思います。なぜならプーチンがロシアの安全保障上の必要性、あるいは大国としてのプライドからウクライナをもともとと勢力圏とすることを当然視して、当初からウクライナ侵攻の意志があったとしたら、大規模経済制裁を表明したそのことが、プーチン大統領のプライドを挑発した可能性があった考え得ると思います。

結果論ですけれども、後述しますブダペスト覚

書の署名国であるアメリカ、イギリスは、ロシアがウクライナに侵攻した場合、ウクライナの独立と主権を守るべく、断固たる措置を取るんだという立場を宣明すべきではなかったのか。またNATOも全てのオプションを検討し得るとして、いわゆるあいまい政策を取るべきではなかったか。現実にはプーチンの何回かにわたる核使用の脅し、どう喝によって、逆にアメリカもNATOもロシアによって抑止されてしまっている。そして現在、アメリカ、NATOができることは経済制裁の中身を充実させて、ロシアの体力を徐々に奪うこと。それからウクライナへの武器供与になっているわけです。

またロシアの核政策の中には、実は紛争の拡大を未然に防ぐために、早い段階で小型の戦術核を使用するという思想、いわゆるエスカレーション抑止があります。これを熟知しているアメリカもNATOも、ロシアのウクライナ侵攻により、けん制されたことが考えられます。さらにいわゆる大規模経済制裁の内容が当初から明確ではなかったわけです。国際決済制度のSWIFTからロシアを排除するとか、ロシア経済を支える石油、天然ガス、石炭の全面禁輸。これがロシア経済にとって大打撃となるということを事前にロシアが認識していたならば、ウクライナ侵攻を躊躇した可能性はあったらこうと考えます。しかし西側が一致して強い制裁を取るには2カ月以上かかりました。原油および石油製品の全面禁輸についてはまだ最終的な形を整えていないのが現実です。それから武器供与についても、これが不十分であるというメッセージが、ゼレンスキー大統領から何回も出されております。2014年、クリミアがロシアによって併合されたときにも、西側は経済制裁を課しました。しかしそれが微温的であったために、ロシアも今回、西側がここまで結束して断固たる制裁を課すとは予期しなかったのではないかと。この点についても双方の思い込みに基づく誤算があったのではないかと思います。

現在、西側諸国の心理には、ロシアが化学兵器や小型核兵器などを使用するのではないかとという恐怖があります。数次にわたるプーチンのどう喝、脅しにアメリカあるいはNATOが抑止されているのが現状です。それはどうしてなんだろうか。それは発信される脅しに相当程度の信ぴょう性がある、ということだと思います。例えば過去シリアにおいて化学兵器をプーチンは使った、そ

の国が専制国家だった、そしてプーチンの激怒する性格、それからロシアには先ほど申し上げましたように、紛争を早期終結するために核兵器を使用するという思想がある。そして何よりも戦況が予期せずに硬直して、追い詰められた状況下では非合理的な決断がなされる可能性があることをわれわれは恐れるわけです。従って信ぴょう性はかなりの程度あるのではないかと、逆に抑止されていると思います。

最近のYahoo!の世論調査で1200人ほどの中で、ウクライナ情勢で最も気になることの4割以上が、ロシアによる核兵器の使用と書いております。2番目に日本の燃料、食料品の価格の高騰です。これが24パーセントですから、かなり多くの方がロシアの核兵器使用の可能性を懸念していると思います。

(2) ブダペスト覚書

次にブダペスト覚書を投影していただけますか。ウクライナ侵攻は国家間の公式文書による安全保障の約束さえも確実ではないことを露呈したと思います。ここに書かれているのが1994年のブダペスト覚書ですけれども、これが公然と破られたわけです。この覚書はベラルーシ、カザフスタン、ウクライナ3国に冷戦が終えた後、たまたま残っていたソ連、ロシアの核兵器をロシアに移管する、そしてこの3カ国がNPT（核不拡散条約）の非核兵器国として加盟する見返りとして、安全保障を与えています。つまり独立と主権と既存の国境を尊重する、あるいは3カ国に対する脅威や武器行使を控える、3カ国に政治的影響を与える目的で経済的圧力をかけることを控える、それから仮にこの3カ国が侵略の犠牲者、あるいは核兵器が使用される脅威の対象になる場合、3カ国に支援を差し伸べて、即座に国連安保理に行動を依頼する、そして、何よりも3カ国に対する核兵器の使用を控えるという内容になっているわけです。ですからこれらが見事に破られたのが現実だと思います。当時、ウクライナには実は5000発の旧ソ連の核兵器が置かれていました。しかし結局、ウクライナはそれをロシアに移すことによって、非核兵器国として国際的な核秩序の中に自ら入っていったわけです。

2. ウクライナ侵攻が東アジアに突き付けた問題

それではこのように今回の欧州情勢の激変が、日本を含む東アジア情勢にどのような影響を与えたかを考えてみたいと思います。まず東アジア情勢の予見可能性をかなり低下させました。侵攻直後は武力行使の閾値を下げたかに見えました。具体的には中国による台湾、あるいは尖閣諸島侵攻の可能性、北朝鮮の暴発の恐れ、そしてロシアの北海道侵攻を念頭に置かなければならないとされました。しかしその後、ウクライナ軍の善戦と西側の武器供与が功を奏して、戦況が徐々に膠着して、ロシア軍の優越が必ずしも明確ではない状況になった中、中国の台湾侵攻をはじめとする武力による現状変更が躊躇され始めたという見方が徐々に出ております。現に米国の国家情報長官であるヘインズ氏は最近の議会証言で、中国は台湾侵攻に慎重になったと述べています。

(1) 中国の脅威

ここで東アジアにおける脅威について考えてみたいのですが、一つは中国に関して、習近平政権が「中華民族の偉大な復興」をスローガンに掲げて、台湾の帰属を核心的利益だと位置付けて久しいわけです。また鄧小平が提示した英国との50年合意、つまり2047年まで香港に一国二制度を置くという約束を公然と無視して、香港に国家安全維持法を導入して、自由と民主主義を蹂躪した、その記憶はわれわれに新しいと思います。また南シナ海において、いわゆる九段線に対するハーグ国際仲裁裁判所の判決、つまり中国の主張に海洋法上の法的根拠はないという判決を、中国は「紙くず」と表現して、圧倒的な経済力を背景に東南アジア諸国を懐柔しています。このような中国のいわゆる戦狼外交の結果、中国は自ら世界の警戒心を買って、孤立化を深めていると考えます。他方、このような脅威に対して、蔡英文、台湾政権は、中国との対峙も辞さずとの非常に強い意志を固めているのが現状です。

米国はキッシンジャー外交により北京との国交を開いた際に、台湾との相互防衛条約を終了しました。その代わりに、1979年に台湾関係法、これは米国の国内法ですが、を制定して、代々のアメリカの政権は台湾との特別な関係を保ち、中国をけん制してきました。武器の供与であるとか、軍事

アドバイザーの派遣とか、あるいは艦艇の台湾海峡の通過、そういった示威行動、そして最近はずー厚生長官などの政府要人、あるいは国会議員の訪問などを通じて、台湾との関係を一層深めています。しかし台湾関係法においては、有事の際に米軍の介入は義務化されてはいません。あくまでも米大統領の裁量に任されています。万が一、中国の台湾侵攻の危機が迫った場合、米国は再び中国との直接対決を起こさない範囲で、その侵攻を抑止し得る手段として「大規模経済制裁」を打ち出すのでしょうか。

この関連で先月、5月3日に日米首脳会談が東京でございました。その後の記者会見で記者から、中国が台湾に侵攻した際、米国が台湾防衛に軍事的に関与するののかという質問に対して、バイデン大統領はイエス、それがわれわれのコミットメントだという趣旨を答えました。これが歴代アメリカ政権のあいまい政策を一步、踏み越えたものと捉えられましたが、その後、オースティン国防長官やプリンケン國務長官らは、米国の従来の立場に変更はないと修正しています。このバイデン発言の真意はどうかは今、議論されていますけれども、この発言の信ぴょう性はどうか。バイデン大統領はこれまで同じような発言を数度、過去にしています。それからバイデン大統領はウクライナでの抑止の失敗というのを学んでいると思います。さらには最終的には米中の対立・競争が主な問題だということを、バイデン大統領も十分、知っていると思います。しかしこういった発言を果たして中国がどのように捉えるだろうかが問題なわけです。

先般、シャングリラ安全保障会議がシンガポールで行われましたが、そこで中国の魏鳳和国防大臣が非常に強硬な発言をしています。台湾統一は誰も抑止できないと、必ず実現するんだと、軍事手段も放棄しないんだという極めて強い発言をしています。しかし私が注目したのは、同時に同国防大臣がこういうことも言っているんです。「他方、米中両軍は相互信頼を高めて、リスクをコントロールして摩擦と衝突を防ぐべきだ」と。つまり強いメッセージと同時に対話のメッセージも出しています。従って、バイデン大統領のこの発言を中国がどのように捉えたかは、強い態度を取ってはいるものの、中国もアメリカとの全面対決を決して望んでいるわけじゃないんだというメッセージなんだろうと思われま

それから中国の核政策について考えますと、中国は恐らく核戦略を変更したものと考えられます。従来の中国の核戦略は、いわゆる第二撃能力を温存するための最小限抑止を有することです。つまり核攻撃をされた場合でも第二撃ができるように、反抗できるような能力を温存するための核能力を持つことで、従来、中国の核弾頭数はせいぜい200発程度と考えられていたわけですが、最近、中国が急激にこの核戦略から離脱して、核弾頭数を増やしているという情報が、アメリカの独立専門家等によって報道がされております。つまり、最終的には米露との核パリティ、核の平等、同レベルの核能力を持つことを目指していると考えられます。

3. わが国／西側の対応

これら急激に悪化する東アジアの安全保障環境に対して、日本、アメリカ、あるいは西側同盟はどのように対応すべきだろうかを次に考えてみたいと思います。

(1) 核武装は論外

まず第一に、ウクライナに見られるような核の恫喝に対しては核の抑止が必要であり、これに依存せざるを得ないと思います。そしてプーチンによる度重なる核使用の脅しに対して、今、わが国の一部に核武装論が息を吹き返そうとしております。しかし私はこの核武装論は論外だと思います。わが国が核武装をすることは、これまで半世紀にわたって核の拡散を防止し、国際安全保障秩序の礎となってきたNPT体制崩壊の引き金を優等生である日本自らが引いてしまうことを意味します。日本の核武装はNPTからの脱退を意味しますが、もし日本がNPTから脱退したら、これまで核武装の野心を抱いている諸国の脱退の連鎖、ドミノ現象を起こして、世界を核のカオスの恐怖に陥れることになってしまうと考えます。

(2) 核シェアリングは実現困難

それから2番目に最近、核シェアリング（核共有）が有力政治家や識者から提起されております。核シェアリングにはさまざまな方法が考えられますけれども、必ずしも現在NATOで行われている形に限らないと思います。現在、NATOでは5カ国がアメリカの核兵器を備蓄しております。

ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、それからトルコです。これが冷戦中、ソ連の核を抑止してきたといわれております。その特徴は、核の所有は米国にあるが、その使用はその国が行うという方式ですが、それが果たして日本で可能だろうか。一昨年、イーリス・アショアの適当な場所を確保することを断念した経緯があります。つまり、核の持ち込みといった場合、米軍基地のある地方自治体の反発は必至ですね。どこの米軍基地に持ち込むんだということが大きな問題になると思います。強行した場合の政治的混乱は時の政権を揺るがす以上のリスクがあると思います。

また海上配備、つまり艦船や潜水艦に戦術核を搭載するんだというのを提起する識者もおります。しかしわが国が保有する艦船や潜水艦を改造して、核ミサイルを搭載を可能にするには時間がかかります。その間の国民の反発は予想を超えます。そして艦船の寄港地問題での混乱も必至です。地方自治体が反対を表明した場合に、沖縄の基地問題に似たような長期にわたる反対運動は避けられない。つまり核シェアリングの議論はわが国国民の健全な国家意識や安全保障感覚を覚醒させるという意義はあると思いますけれども、国内政治的には現実的ではないと考えます。従って、わが国は国際的にNPT体制を堅持していくと同時に国内的には被爆体験を経験した国民の強い非核感情に鑑みて、核の抑止については米国に依存せざるを得ないというのが私の考え方です。つまり米国による核抑止力を具体的に強化することを求めていかざるを得ないと思います。

(3) 現実的な措置とは

それでは、核以外にわが国が取るべき措置、あるいは西側が取るべき措置はどういうものがあるだろうか。それは端的に申し上げれば、バイデン政権がこの3月に発表した国家防衛戦略の中で言及している「統合抑止力」を東アジアにおいて具体化することだと考えます。

①抑止力の強化

具体的にはまず第一に抑止力を強化する必要があるわけですから、アジア太平洋地域において中国に劣る通常兵器抑止力を着実に増強する必要があります。具体的にはミサイルギャップが今、存在するわけですから、これを埋めることが必要です。現在、中国が展開している地上発射型の中距離ミサイルや対艦ミサイル、約1600つていわれて

おりますが、圧倒的にわが国および西側はこの数に追い付いておりません。早晩、アメリカが第一列島線上の国々、つまりわが国の南西諸島や、台湾、フィリピンなどに対して非核のミサイルを配備するでしょう。そのために2019年にINF（中距離核戦力）条約から抜け出ているわけです。ですから現在、米露ともフリーハンドにあるわけで、時間はかかるでしょうけれども、中国とのミサイルギャップを埋めていく必要があると思います。

それから第二番目に、中国がインド太平洋地域で着々とプレゼンスを高めています。従って東南アジア諸国、あるいは太平洋の島しょ国への防衛整備品供与、あるいは経済協力を強めることによって、これら諸国を西側同盟に結束させる必要があります。政府は既に武器輸出三原則に代わる防衛装備移転三原則を打ち出しています。わが国の安全保障に資する場合、防衛装備品の移転を認めております。これまで例はさほどないのですが、例えば米国への地对空ミサイルの部品の輸出であるとか、英国との戦闘機用空対空ミサイルの共同研究であるとか、あるいは今回、特にウクライナに対して防弾チョッキを供与しました。最近の報道によりますと、政府はさらに防衛装備品として戦闘機、あるいはミサイルも含めることを検討しているようです。

東南アジアとか島しょ国を西側に組み入れていく場合、日本は大きな貢献ができると思います。中国の場合、戦狼外交といわれますけど、脅しと金の力による外交ですね。米国の外交というのは理念外交、理念を打ち出して、その実施については若干、心もとない。しかし日本特有の静かな外交というのがあります。根回し外交と呼ばれていますけれども、これが東南アジア諸国や島しょ国をわれわれの立場に立たせるために大きな役割を果たせると思います。先般、米国が主唱しましたIPEF、インド太平洋経済枠組の立ち上げにアジア諸国など、13カ国が支持を表明しました。この裏には日本の静かなる根回し外交があったと聞いております。これに例えば豪州と協力して、従来からの経済協力を増強したりして、島しょ国を西側に結束させることは可能だと思います。

それから第三にやるべきことは、中国、ロシアになくて西側同盟にある強みを最大限に生かすことです。これは既に行われておりますが、価値観を共有する西側同盟の存在の結束の強化、太平洋におけるAUKUS、Quad、それから米英仏独との

共同演習を含むさまざまな形の防衛連携、さらにはイージス艦の増強などを通じて、対中で技術的に優位に立つ米国のミサイル防衛の配備、拡充を強化することが考えられます。

②軍備管理交渉の開始

しかしこのような抑止の強化は、米中間の際限のない軍拡競争を招いてしまう恐れがあります。冷戦下の米ソの核軍縮競争が人類を何度も破滅させるオーバーキルの状況を生み出したのを私たちは知っています。これを避けるための方法として、抑止の強化と同時並行的に中国に対して、あるいはロシアに対しても包括的な軍備管理交渉を提案することが有益です。昨年、米国のバイデン政権はロシアとのSTART条約を5年間延長することに合意しましたが、そのときに交渉範囲に「戦術核を含む全ての核兵器」を入れようという条件と、それから中国の交渉参加を求めた経緯があります。米露だけじゃなくて、米中露です。これは取りも直さず、米政権が中国の急速な台頭に脅威を感じて、これを軍備管理により制限しようとする意図があったからだと思いますが、中国は即座にこれを拒否しました。しかし中国といえども、今後、経済状況が悪化して、軍備支出が財政負担になる中、無制限に軍拡を進めることはできないでしょう。軍備管理条約、あるいは軍縮条約が持つ抑止、コストの肩代わり、あるいは米国が優位に立つ分野を議題にして、中国の関心を引くことは考えられると思います。

現在のような抑止の強化が必要なときに、同時並行的に軍備管理交渉を中国に提案することに違和感を感じる人もいると思います。しかし抑止の強化が限らない軍拡スパイラルに至る危険がある以上、ここに軍備管理交渉を同時並行的に提案することで対話を始め、互いの安全保障上の懸念を伝え、猜疑心を緩和し、結果として相互の脅威認識を正確に把握することは可能だと思います。軍備管理条約には同じテーブルに着いて、相互信頼を醸成して、相互の計算違いを防止する機能があると思います。もし正式な交渉が難しければ、準備交渉でもいいと思います。そのときのアジェンダは単に従来の戦略核だけでなく、幅広いアジェンダを用意できると思います。

ただ中国の交渉参加を確保することは容易ではありません。ただ中国が関心を示すソフトな分野、例えばNASAが主導している「アルテミス合意」には、今18カ国が参加しておりますが、これ

は宇宙空間の透明性の確保であったり、科学データの共有であったり、宇宙資源の利用、それから相互干渉の防止とかスペースデブリ（宇宙ごみ）の対策など、中国も関心を示す分野があるわけです。こういった面から始めていったらどうかと考えます。

いずれにせよ、冷戦の終結以降、ロシアも中国も湾岸戦争における米国の圧倒的な軍事力を見せつけられて以降、軍備の急激な増強と近代化に取り組んできました。その結果、中国の軍備費は20年以上にわたって、毎年2桁以上の伸びを示して、今やわが国の防衛費の4倍、5倍になっております。ウクライナ侵攻によって露呈した東アジアの緊迫した情勢において、わが国が本当の意味での自由と独立、国民の生命と財産を守るためには、従来の前例にとらわれない、柔軟な思考が必要だと思えます。そして何より、国際情勢に対するリアリズムが求められていると思えます。そしてわが国に必要な防衛関係費の拡充が必要です。特に新規装備関連費の確保が必要です。そのためには少なくともNATO並みのGDP、2パーセント以上への増額は避けられないだろうと考えます。

4. 今後の核軍縮の展望

それでは最後に、今後の核軍縮の展望について述べたいと思います。ここに挙げましたのは核兵器禁止条約とNPTです。今、核の分野でこの二つの大きな条約が対峙しているわけです。

核兵器禁止条約は第1条が重要なのですが、核兵器の開発、実験、製造、取得、所持、貯蔵、移譲、管理の受領、使用、使用の威嚇、配備、展開、これを禁止しているわけです。それからこのような禁止事項につき援助を求めたり、勧誘したり、そういったことも禁止しています。つまり核抑止を否定しているのです。

それから核不拡散条約は、67年以前に核実験をした国を核兵器国と認めて、英米仏露中に特別なステータスを与えています。残りの186カ国を、非核兵器国と呼んでおりますけれども、不拡散義務を課して、5核兵器国以外に核兵器が増えないようにという趣旨がこの条約です。しかし同時にこの不平等性を将来にわたって矯正していこうということで、核兵器国は核軍縮を交渉する義務があるとしております。

(1) 核兵器禁止条約は現実的か

第一に昨今、問題になっている核兵器禁止条約ですが、これがわが国の政策オプションになり得るだろう。確かに多くの日本国民が、なぜ唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に入れないのかと若干、義憤にも似た感情を抱えていると思われまふ。むしろ日本が率先して核兵器禁止条約に入っていくべきじゃないか、いう感情ですね。しかし核兵器禁止条約が核抑止を否定しているのは事実です。従って禁止条約へ加盟することが日米同盟のコアとなる核の抑止、核の傘から離脱することを意味してしまいます。核武装国に囲まれた北東アジア、つまり中露、北朝鮮に囲まれた北東アジアにおいて、日本が核兵器禁止条約に入ることは即丸腰になることを意味します。それから禁止と廃絶は別物です。禁止条約を作ったからといって、核兵器国が乗ってこなければ廃絶はあり得ません。これらを考えると、禁止条約が今、政策オプションではないことは明らかだと思えます。

また来週から禁止条約の第一回締約国会合がウィーンで開催されますが、日本がオブザーバーとして参加すべきだということが話題になっております。ちなみにドイツのシュルツ新政権が連立政権合意の中で、締約国会合にオブザーバーとして出席すると発表したために、わが国はどうするんだというのが議論になったわけです。結果的には日本は参加しないようです。私は、これは妥当な判断だと思えます。なぜならば、国際情勢がこれだけ緊迫している状況下で、米国の核抑止に安全保障を依存している日本が、核問題でアメリカと歩調を合わせるのを基本としていくべきだからです。核の傘によって庇護されているわが国がそれを否定する禁止条約の会議に参加するのは、いわば自己矛盾であって、たとえオブザーバーとしてであれ、今後とも慎重であるべきだろうと考えます。

それから、唯一の戦争被爆国であるわが国が、核兵器国と禁止条約推進派との「橋渡し」になるべきだとの意見があり、それを期待してオブザーバー出席を考えるべきだと解くかたがたもいらっしやいます。しかしこの問題については、わが国は既に核兵器国と同様な立場に立っております。核抑止を肯定しているわけです。両者の中間派では決してありません。またもともと橋渡しとよくいいますが、言うはやすく行うは難し

で、それなりの実力と双方からの厚い信頼関係がなければできないものではありません。核兵器禁止条約派とは既にたもとを分かった日本に橋渡しができると思えないほうがよいと考えます。

(2) NPT運用検討会議

それから第二に、8月にNPTの運用検討会議が開催されます。コロナで2年間延期されたわけですが、NPTの歴史において今回の会議がどのような位置付けになるのか。また今回の会議における対立の構造、基本的な問題点は何なのか。そしてわが国として果たすべき役割は何なのかにつき簡潔に述べたいと思います。まず基本点を押さえておきますと、過去半世紀、核兵器に関する国際安全保障秩序の基盤はNPTによって支えられてきました。NPTは先ほど申し上げましたように、67年以前に核実験を行った5カ国を核兵器国として定義して、この5カ国のみ核兵器の保有を認め、残りの186カ国と区別した、いわば不平等条約です。しかしキューバ危機を乗り越えたJ・F・ケネディが当時、悪夢として恐れた核のカオス（核の拡散）を曲がりなりにも抑え込んできたのがNPTであって、また紆余曲折ありながらも核廃絶へのベクトルを維持しつつ、国際安全保障の礎となってきたのがNPTであるということをもまず再確認したいと思います。

① 「抑止の時代」におけるNPT

それでは従来のNPT運用会議と今回は何が異なるのか。まずNPTがよって立つ国際安全保障環境が激変しました。従来、NPTが果たしてきた成果はたくさんあります。例えば2000年に核兵器国は「核廃絶に向けた明確な約束」をしました。それから2010年には64項目にわたる核軍縮不拡散の措置の合意を得て、大きな成果を上げました。しかしこれらは振り返れば、冷戦後のいわばユーフォリアの中で、あるいは国際協調の時代を背景にしてなされた成果であると思います。いわばそれまでは核軍縮に追い風が吹いていたわけです。しかしその後、NATOが数次にわたって東方拡大して、これに対してロシアが失地回復運動を始めます。2008年のジョージア侵攻、2014年のクリミア併合、今回のウクライナ侵攻。このようにロシアの動きと軌を一にするかのように、米中対立が深刻化してきました。時代は明らかにポスト冷戦の国際協調の時代から大国間競争の時代に入り、軍備管理、軍縮の時代から抑止の時代へと大きくか

じを切ったものと思われます。

② 核秩序を維持するNPT

このような時代におけるNPTはどのような役割を果たすだろうか。まず軍備管理条約、軍縮条約は国際情勢が悪化しても、悪化をなんとか食い止めようとする「歯止め効果」があるといわれています。つまり今までの秩序を守ろうとする効果があるわけです。このようなNPT体制の果たしてきた役割に鑑みますと、ウクライナにおける核兵器国の暴走、つまりロシアの暴走という、NPTの成立時には想定もしていなかった事態が起きたわけです。そのときに、5カ国を中心とするNPTが崩壊するのかどうかという大きな問題がわれわれに突き付けられると思います。従って結論的には、全ての加盟国がもう一度、「核秩序の礎」であるNPTの精神を再確認して、NPTの求心力を維持することが重要で、そのために何をすべきかが喫緊の課題であると考えます。

③ NPTにおける対立の構図

今回の運用検討会議には、従来の核兵器国と非核兵器国の対立に加え、三つの対立の構図があると思います。第一に、核兵器国の中でロシアが暴走して、NPT加盟国対ロシアという分裂。第二に、核兵器禁止条約派とそれ以外の国の分断、最後には5核兵器国の中での分断、つまり中国、ロシア対英米仏といった四つの対立があります。この対立をどのように捉えるのかという点です。まずロシアの暴走については非難することは重要なんですけれども、非難すること以上にこの問題に対してNPTがどのように対処するのか。ロシアのエスカレーション抑止政策をどのように扱うのか。また今回、ロシアによって破られた核の脅しを使いませぬという、消極的安全保障と言いますが、これに法的拘束力を持たせるべきじゃないかという主張があるわけですが、こういった問題が出てくる。さらには全般的に核使用のリスクをいかに低減するのかという議論が浮上してくるものと思われます。

次に核兵器禁止条約推進派の扱いですが、条約推進派と核兵器国の対立は非常に溝が深い状況が現在でも続いています。その具体的な対立点は、NPTの最終文書に核兵器禁止条約をどのように言及するかという問題です。核兵器禁止条約派は、これはNPTの核軍縮を進める措置の一つだと主張して、何らかの言及を求めるわけですが、核兵器国は反発しています。それを言及するのかどう

か、言及する場合、どのような言いぶりになるかが大きな論点になると思います。それから今回の米中対立、ウクライナをめぐる米露対決で核兵器国が分裂しています。これはNPTの議論を非常に複雑にすると思います。つまり従来は、非核兵器国は一枚岩である核兵器国に対して核軍縮を要求してきたわけですが、必ずしも一枚岩ではなくなってきた状況が今回のNPTの会議における交渉を非常に複雑化していると考えます。

④ 日本の役割

最後に、このようなさまざまな分裂が予想されるNPTの運用検討会議において、日本はどのような役割を果たせるのかにつき簡単に述べてみたいと思います。第一に、橋渡しの役割が果たせると安易に考えないほうがいいと思います。そんな簡単な話じゃない。しかし比較的、双方に意見の言える立場にあるというのは事実です。従って、日本は禁止条約派との「限定的な和解」を演出してみてもどうか。すなわち禁止条約派に対して、NPTに基づく核軍縮措置を推進するため、NPTを基礎とした建設的な態度を求めつつ、核兵器国に対しては禁止条約派の努力を認めるように働き掛けることが日本の役割として考えられると思います。

禁止条約派の言い分は、「核兵器国はこれまで勝手に核兵器を生み出しておいて、核抑止によって相互の安全を保障せざるを得ないと言って、同盟国は核の傘の下に集まっているけれども、それは自分たちの都合ばかりを主張している。少しはわれわれの置かれた立場を考えてほしい。核爆発が起きた場合、想像を絶する迷惑を受けるのはわれわれなんだ」というのが結局、彼らのロジックです。私は、その言い分に一理あると思います。従って核兵器国は禁止条約を受け入れることはできないまでも、彼らの核廃絶に向けた努力はくみ取っていくべきで、NPTにおいて「限定的な和解」を演出して、共にNPTを支えるべきです。

それから第2番目に日本ができることは、今後、核軍縮を着実に推進するために軍縮会議などの軍縮機関の改革の検討に着手する、その提案を行うことができると思います。例えばこの秋の国連総会の決議で、軍縮機関改革のための作業部会なり、政府専門家会合の設置というのを提案して、今の軍縮機関の改革に着手すべきです。その旨をNPTの最終文書で合意すればいいわけです。これは誰も反対する国はいないと思います。

それから最後に日本の努力の一つとして、日本は従来から核装備の透明性をペットイシューとして力を入れてやってきました。このイニシアチブを引き続き追求してほしいと思います。今は核軍縮の時代ではないかも知れないけれども、今後、核軍縮を進めていく意味からも、それから核兵器国間の信頼醸成を進める意味からも、核装備の透明性を高めていくことは本当に必要なわけで、これをわが国が従来に増して強いイニシアチブ取ってほしいと期待します。

最後に近年の米中の対峙、米露の対立によって、NPTは未曾有の挑戦を受けていると言っても過言ではないと思います。今回のNPT運用検討会議ではこの困難な時代にNPTの求心力の維持を何よりも優先させ、さまざまな対立や分断を乗り越えるような知恵と柔軟性を発揮することが全ての加盟国に求められています。同時にNPTの下で核軍縮を前進させるための枠組みの改革について成果を上げることが重要だと思います。わが国の努力もその点に向けられるべきです。

ご清聴、ありがとうございました。

菅沼：佐野さん、どうもありがとうございました。多岐にわたる豊富な外交経験と、該博な知識と広い視野からこの問題についてご検討いただきまして、非常に率直な、しかも建設的なご提案をいただいたと思います。では続きまして、パネリストのかたがたに佐野さんのご報告に対してコメントをいただきたいと思います。まず神余大使、お願いいたします。

パネリストからのコメント ①

神余：ご紹介にあずかりました関西学院大学の神余です、よろしく申し上げます。佐野大使、どうも大変、包括的なお話をしていただきまして、ありがとうございます。大変、参考になりました。私からは何点か申し上げたいと思います。まず佐野大使がおっしゃったウクライナ戦争における抑止の失敗ですけれども、私はそもそも抑止が効いていたとは思いません。経済制裁は、あまり抑止効果はないといわれておりますし、現実にもそれほどないのですが、私は、ウクライナにそもそも抑止が存在していない、つまり抑止の不在というものがあったと思います。NATOの加盟国でもないし、核兵器による拡大抑止、核の傘はか

ぶってないわけですね。ですからウクライナがもしNATOに加盟していれば、恐らく物事は随分、違ったんだらうと思います。私は抑止の失敗ということではなくて、抑止の不在というか一種の真空状態、力の空白ができたところにこういうことが起きたのだと思います。

それからもう一つは約束が守られなかったということです。ブダペスト覚書の話が出てきましたが、1975年のCSCE（全欧安保会議）首脳会議で大国が署名をした文書そのものが全く守られていません。また、ブダペスト覚書も具体的に防衛義務を提供するというところまでは書いておらず、安保理で措置を取るということですけれども、それすら行われていないわけです。これはブロークンプロミス、約束が守られなかったということの典型的な例ではないのかと思います。こういうことが起きるといرونなところに波及するという意味において、大変、大きな問題だと思えます。

それから三つ目は、大国間の抑止ですが、米露という意味ですけれども、これは効いているということではないかと思えます。今回、そのことが如実に分かったわけです。プーチン自身、あるいはロシアの高官からも、核の脅かしが行われていますが、NATOは兵を派遣することは一切ないわけで、間接的に武器の供与で対応しているということです。ですので核抑止、相互の抑止、これは効いているのではないかと思えます。

次に賛同できる点としては、プーチンは予測できない、何をするか分からないということが、またこの抑止をさらに高めているということです。心理的な抑止ですが、これはいわゆる「狂人理論」といいます。「マッドマンズセオリー」といわれますが、相手が狂人であれば、合理的な判断ができず何をするか分からないということで、「マッドマンズセオリー」にはまり込んでしまっ、結果として抑止がもう一段効いている。その結果として、欧米諸国は完全にプーチンによってゲームの主導権を奪われてしまっているということではないかと思えます。結果として、これは核戦争につながらないということですから、そのこと自体は悪いことではないわけですが、では、このウクライナの戦局はどう展開するのかといえ、戦術核の使用とかの可能性がゼロではないかもしれません。ロシアの負けが濃厚になった場合、戦局を有利にするという意味において大量破壊兵器、これは核に限りませんが、化学兵器とか

そういったものを戦術的に使っていく、あるいは面的に限定して使っていくということは完全には排除されません。しかし、恐らくそうではなくて通常兵器の優劣によって、あるいはその威力の差によって、この戦争の優劣は決せられるのではないかという感じがします。

更に、この危機はまさに国連とNPT体制の危機であり、そのことがより明確に世界の人々に意識されるようになってきています。そしてゼレンスキー大統領の国連安保理におけるスピーチ、あるいは日本の国会におけるスピーチによって、今、安保理改革をなんとかしなくてはならない、特に拒否権の問題が世界的に共有されてきています。再び世界的な関心事項になってきていると思えます。安保理の機能不全状態をどう改革するのか。これにはすぐできる改革と、長く時間のかかる改革があります。長く時間がかかるのは憲章の改正がどうしても必要になってくるからですが、これはそう簡単ではありません。ただ、憲章の改正を必要としない改革については、拒否権の改革についてもできることはある。例えばリヒテンシュタインが過日提出した総会決議案は、全会一致というか無投票で採択されて、実際に効力を発揮しつつあるわけです。そういったことはこれからもいくつかできると思えます。時間があれば申し上げますが、二つ、三つありますね。例えばジェノサイドが起きているときには拒否権を行使しないようにするか、そういったことを日本やその他の国が中心になって総会で決議案を作っていくといったようなことは、もうすぐやらなければならない話だらうと思えます。

それからNPT条約については、不拡散と核軍縮と原子力の平和利用の三つの柱がありますが、今、一番問題になっている大事なことは軍縮です。NPT条約第6条の核軍縮の誠実交渉義務を、本当に核兵器国は守るのかと。これを守ることを前提として、われわれ非核兵器国は核を持たないという約束をしているわけですから、これは守られなければならない。ただ実際にはそれができていないわけです。かつては米ソの間で核軍備管理交渉を行ったことがあります。米露になってからも行っていますけれども、もっと大幅な核軍縮交渉は行われていないわけですから、この第6条が持つ欺瞞性というものに多くの人が気が付いているわけです。われわれ専門家ももちろん気が付いていますが、いわゆる核兵器禁止条約派はそのこと

を一番問題にしているわけです。ですからそのことに関して何らかのことが議論されて成果として出てこない、今回のNPT運用検討会議の成果は非常に薄いものになると思います。岸田総理が出席を検討されているようで、そのこと自体は良いことですが、ここで日本は何を訴えて、そして何を達成するのかということとはよく考えなければなりません。

この点については、今年（2022年）1月3日に五つの核兵器国による声明が発表されました。これは、本来NPTの運用検討会議はもう少し早めに開催されるはずが延び延びになっているのですが、それに合わせて五つの核兵器国が声明を出して、核兵器については戦略的なリスクを軽減する、そして核戦争に勝者はないので、戦ってはならないということを宣言したわけです。そして核兵器国は他のいかなる非核兵器国も標的としていないということを言っているのです。これにはロシアも当然、入っているわけです。アメリカも中国も入っています。そういう声明が出ているんですね。この点をもう少しきちっと確認させる必要があると思います。

ただ、今の状況で核兵器国5カ国が本当にこれをもう一回、確認できるのでしょうか。さっき佐野大使がおっしゃいましたが、分断と対立という中で、核兵器国自身でそれができるのだろうか。他方、この宣言は発出されているわけですから、そのことをわれわれは相当突き詰めていかなければならないと思います。また、先ほども話がありましたが、いわゆる消極的安全保障すなわち非核兵器国は攻撃しないという約束、これは政治的コミットメントですが、それを法的なコミットメントにするべきだということが私は現実味を帯びてきていると思います。先ほど述べたブロークンブプロミスというか守られない約束ということもありますから、これは政治的約束だけでは駄目で、法的な義務にしなければならないと思います。そういうことを含む最終宣言というか、最終文書が出れば合格ですが、最終文書も作られない、先ほど申し上げたことについても何らの言及もないということになれば、これは成功ではないということになると思います。

次に、核兵器禁止条約について一言申し上げますと、私は佐野さんと違って、日本はオブザーバーとして参加すべきだと考えます。これはなぜかというと、日本が核兵器禁止条約に入らないことは

はっきりしていますから、条約に入って義務を履行しようという話では全くないわけであって、むしろ核禁止条約の締約国が言っているような極端な理想論というか非現実的な理想論は、それ自体正しいのですが、しかし現実的ではないという面を、日本はより現実に近いように義務があると思います。核兵器国は入っていませんから、日本とかドイツとかそういう国がやらないで、どの国がやるのか。オブザーバーでも発言できますので、「あなたたちが言っていることはよく分かるけれども、しかし現実をもう少し見なければならぬ」ということを、意見として述べることは当然あってしかるべきだと思います。これはアメリカとはもちろん事前によく話をし、日本は会議には出るけれども、日本としてこの条約に入るわけではなく、橋渡しのようなことがもしできるのであれば、それはこういうやり方しかない、それが日本の責任だと、義務だと思ふと言った上で、オブザーバー参加をすることは何ら矛盾しないし、核の被害に遭っている国ですから、当然それは歴史的にも日本の義務でもあると思います。未来志向で現実的に近づけていく、そういうことだと思います。

それからもう一つ最後に申し上げますと、私は具体的に日本がこれからどう動くかということが大事で、先ほど佐野大使もおっしゃっていましたが、軍縮会議とかそういう軍縮のメカニズムが働いていないので、それを改革するような提案をすることは大賛成です。これはぜひやるべきです。同時に核兵器禁止条約とNPTが存在するような状況で、AかBかの選択を迫るのではなくて、AとBが別の場所でリンケージを取っていくことができ、AもBもという状況になっていくような場所をつくるべきではないかと思っています。それは何かというと、1988年に国連の第3回軍縮特別総会が開催されて以来、開催されていない核軍縮や通常兵器の軍縮に関する国連の特別総会の開催を日本は提案すべきだと思います。それからもう一つは安保理の責務です。安保理は軍縮に対しても特別な責任を持っています。国連憲章47条1項によって、安保理は軍縮を含む軍備規制についての計画を作る任務があります。そのために軍事参謀委員会があるのです。したがって、そういったものをもっと活用して、安保理が特別な責任を持っていることをきちんと主張していく必要があると思います。

最後になりますが、グテーレス事務総長に期待したいと思います。グテーレス事務総長は「軍縮のためのアジェンダ」と呼ばれる事務総長報告を2018年に発表していますが、そのみならず、今度は「新しい平和のための課題」というものをつくっていかうとしています。軍縮の問題について自らが提案しているわけですから、これをもっと促進して、国連事務局中心でもよいですから、そういう新たな流れをつくっていくべきだと私は思います。時間が超過しましたが、私のコメントは以上です。ありがとうございました。

菅沼：神余大使、どうもありがとうございました。非常に興味深い、しかも具体的な提案をたくさん出していただきまして、大変、興味深いコメントだったと思います。どうもありがとうございました。では続きまして角大使のコメントをいただきたいと思います。

パネリストからのコメント ②

角：どうもご紹介ありがとうございました、角でございます。私からは2014年から2019年までウクライナの大使であったということで、ウクライナとロシアの関係を中心にお話ししたいと思います。まず佐野大使から神余大使も触れられたんですけども、実はロシアとウクライナっていうのはいくつか安全保障協定を結んでいるんですね。ブダペスト合意だけではないんです。それが全く機能しなかったということですね。具体的に言いますと、ウクライナが独立したときにウクライナの安全保障をどうするかということは大きな問題になって、一つは有名な1994年のブダペスト合意ですね。これでもってウクライナが核を放棄する代わりに、ウクライナの安全保障をアメリカとイギリスとロシアで保障するという事です。これが一つですね。

それからもう一つ、ウクライナとロシアの関係で問題になったのは、今、まさしく問題になっているクリミアのセバストポールにあったロシアの黒海艦隊の扱いです。これは非常に長くロシアとウクライナの間で議論したんですが、1997年によく合意に達して、ロシアはセバストポリを使用する権限を20年間もらうと。それから黒海艦隊のうち8割はロシア軍に、2割がウクライナに行ったんですけど、ということで合意しました。ちょ

うどそれと同じときに実はロシアとウクライナは友好協力条約というのをきちっと結んでいまして、それを読むとお互いに安全保障、つまり国のインテグリティを侵さないということがきちっと書いてあるんですね。それが二つ目です。

それからもう一つは1994年、まさしくブダペスト合意のときにNATOとの間で協力協定というのを結んでいるんです。これは安全保障というよりも、NATOとは敵対しないということが主なんですけれど、いずれにしてもNATOとの関係ではきちっと友好的に今後、協力するってことを結んでいるんですね。ですからウクライナはこの三つの安全保障協定があるわけなので、それがどれも機能しなかったっていうのはきちっと考えるべきではないかなと思います。

それからブダペスト合意で、ウクライナが核を放棄したのが今、良かったか、良くなかったかということ。これは私もウクライナの友人とも議論したんですけども、意見は分かれています。ただ多くの人はこれ、間違いでなかったと、94年に核を放棄したのは、なぜならばご存じのように、これ、核はウクライナにありますけど勝手に使えるわけではなく、今でいうまさしく共有使用、つまりモスクワが判断して使うという形で置いてあったわけですね。決してウクライナが独自に使えるということではなかったわけですから、そういう意味でいえば、モスクワがそれは全部、ウクライナに核のボタンを渡せば別だけど、そんなことしっこないわけですから、ウクライナに核を置いておくのはむしろ危ないということが働いて取り去ったということも大きかったんで、決して間違いではなかったと言う人のほうがどちらかというと多かったです。今の現状、どういふかということでお話ししました。

それから次にじゃあなんでロシアがウクライナに入ったかですけど、いろいろNATOの拡大とかEUの拡大とかありますけれども、それだけではないんですね。

これはプーチンだけではなくて、ロシアの多くの指導者が持っている見方で、つまりウクライナというのはロシアと歴史的にも文化的にも宗教的にも一体であるという考え方。これは私もあちらこちらで話しているんです、とんでもないことなんですけど、これ、しょうがないですね、とんでもないといってもそういうふうに思っているんで。もう一つはウクライナの東部ですね。すなわち口

シア語を主に話す人たちの所は、ピョートル帝以来、ロシアのものであって、それをレーニンが勝手にウクライナのものにしたんだという考え方ですね。昨年（2021年）7月のプーチンの論文を見ると、この二つをミックスした形で書かれているんです。これは今、お話ししたように私の理解では決してプーチン個人の意見ではなくて、このような意見を持っている人は結構、ロシアの指導層にいるということなんです。だからそうするとなかなか実際、今回の抑止が働いたか、働かないか。その辺から見ると非常に私は難しかったのかなという気がするんです。

ただ今までのロシアがあちらこちらでやってきた、具体的にはジョージアのアブハジアとかオセチアの問題の介入、その他の介入は原則として、ロシアはそこでその国に対するロシア系住民が騒ぎを起こして、それを助けるという形で介入するというのがほとんどであったというふうには見ているんです。そういう意味からいうと、今回はプーチンおよびロシアの指導者がどう強弁しようとも、ウクライナの中にそれはほんの少数はあるかもしれませんが、ロシア語をしゃべる人間の中においてもロシアと一緒にいたいという人はほとんどいなく、従って今回、ロシアが入ってきてそれに呼応して迎えるような人がないというのが事実を物語っていると思うんですけど。そういう中であってプーチンがウクライナ侵攻を行ったということは、これまでのいくらロシアが各国に武力行使をしたということは分かっている人からしても、理解できないことだと思うんです。

そうしますとロシアの「ウクライナはロシアとの一体制を保つべき」という特殊な考え方を考えてもらうしか、私はないと思うんです。じゃあ具体的にどうするかですけれども、ご存じのようにCISはひとつのツールになると思います。ロシアがつくった独立国家共同体、ソ連を構成していた共和国からなる。もちろんジョージアとかウクライナはもうやめていますけれども。そういうところにおいても必ずしもプーチンに賛同するところはベラルーシを除いてないわけですよ。だから内心は、プーチンはやり過ぎだというふうにみんな思っているわけですから、プーチンに近いとプーチンが思い込んでいる人が、プーチンに対していかに今のいわゆるロシアのルシミールという考え方が、友好国でも受け入れられないという考えだということを、プーチンだけではなくて、ロ

シアの指導層に伝える必要があるのかなという気がしています。

それから今、ロシアの正教会、キリル総主教のことがいろいろ問題になっていますけど、一言。実はご存じだと思うんですけど、今、ロシアの正教会というのは大量破壊兵器、核を祝福するという習慣があるんですね。これはどういうことかという、これも私の理解では2000年ぐらいから始まったことなんです。軍の関係者、正教会の関係者から言わせると、まさしくロシアの安全を保つのは二つであると。一つは核による抑止、もう一つは正教会による精神的なバックアップ。これはプーチンもあちらこちらで言っているんですね。

ただ最近、正教会の中にもこれはおかしいという考えがだいぶ出てきて、特に2019年に正教会の中から有名な報告書が出て、核の祝福は廃止すべきだという意見も出ているんですね。この意見によると、確かに自国の防衛のために戦う兵隊。これは祖国防衛ですから、その人を祝福する。これは教会として当然だと。それからその人が個人的に持って行く武器、それはその人たちが使うわけですから、そこの祝福までは認められる。しかし大量破壊兵器になると、教会っていうのは人々の安全を守るためにあるんで、兵隊さんも使わないような兵器まで祝福するのはおかしいじゃないかという意見はかなり出てきているんですね。私はこういうところも少し話をして、大量破壊兵器というのは認められないんだということを宗教界、精神界のほうからも考えを変えてもらうというのは一つの方法かなという気がしています。

それから最後、これは佐野大使も言われましたけど、2月にプーチンが侵攻したときはロシアの専門家でも、まさかこんなことはないだろうということを言っていたわけですね。これは繰り返しになりますけども、いくつか理由があって、一つは、かなりウクライナ軍は強化されていて、まさしくそのとおりが起こっていて、ロシアが攻め入ったって簡単に蹴散らすことできないと、ロシア側にも非常な損害が出るということですね。それから西側はロシアに対して経済制裁をやるということは言っていたわけですから、その点ですね。それから何よりもこんなことをやっても、ウクライナがロシアを歓迎するというにはならないで、ますますウクライナがロシアから離れていく事態になるということですよ。こういうこ

とからやらないというふうに思っていたんですが、最初に言いましたようにロシアの指導者によるウクライナとロシアは一体なんだという思い込みと、それから少なくとも東部および南部はピーター大帝以降、ロシア固有のものであって、ウクライナのものになったことはないんだという思い込みですね。そちらのほうが勝ったわけですから、そういうのを今後どういうふうに変えるのかということは、議論する必要があるのかなというふうに考えております。以上です。私からはむしろロシアとウクライナのところに焦点を合わせてお話ししました。ありがとうございました。

菅沼：角大使、どうもありがとうございました。ウクライナとロシアとの関係について、新しく知る情報ばかりで、大変、興味深いお話でした。それからロシア正教会の中での武器に対する祝福の仕方が変わってきているということも大変、興味深い指摘だったと思います。どうもありがとうございました。それでは3人目のコメンテーターとして、戸崎先生、お願いします。

パネリストからのコメント ③

戸崎：ありがとうございます。日本国際問題研究所軍縮・科学技術センターの戸崎と申します。本日はこのような貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。私は軍縮・不拡散の問題を20年近くにわたって勉強してまいりました。冒頭の佐野大使の素晴らしいご講演、私も賛同するところばかりでありまして、何をコメントすればよいのか分かりませんが、学生の皆さまもご参加されているということでしたので、少し抑止論であったり、国際関係論であったり、そういったような観点から佐野大使のお話に補助線を引いてみるといったようなコメントをさせていただければと思います。

スライドを用意しました。核問題について、特に日本、アメリカ、ヨーロッパの専門家がここ15年ぐらい議論してきたのは、「安定・不安定逆説(stability-instability paradox)」の問題でした。これは、戦略レベル、例えば大国間ではアメリカとロシア、あるいはアメリカと中国の本土間における抑止関係の安定であったり、相互に抑止が効いている状態にあるときに、ヨーロッパや北東アジアのような地域レベル・戦域レベルで、逆に抑止

関係が不安定化するという問題です。これをどのように解決していくのか、抑止のレベルでも軍縮のレベルでも非常に難しい問題だとして議論がなされてきました。

これが実際に起こってしまったのが今回のロシアとウクライナの戦争です。ロシアとアメリカの間の抑止関係の「安定」が、ウクライナという地域を巡ってロシアの侵略がある意味、許してしまった。抑止の議論というのはいささか微妙なところを細かく考えなければならず、誰が誰を抑止できたか、あるいはできなかったかは精緻に議論しなければなりません。「安定・不安定逆説」が顕在化したのがロシア・ウクライナ戦争であり、さらに今後は中国の問題——北東アジアでも台湾、あるいは東シナ海、南シナ海を巡って、そうした問題が起こり得るという状況にある。この地域はそうした意味で、世界で最も不安定性の強い地域の一つなのだろうと思います。

もう一つ、ロシア・ウクライナ戦争を巡る抑止関係で押さえておかなければならないのが、抑止の成否です。ロシア、ウクライナ、アメリカ、NATOの間には、利益や決意に大きな格差があります。ロシアはまさに、利益や決意があったからこそ、ウクライナに侵略でき、アメリカやNATOの少なくとも軍事介入については抑止し得ましたし、米・NATOは抑止された。また、まさかロシアが侵略しないだろうとの見方もありました。そこには、例えば西側諸国とロシアとの間で異なる合理性——抑止は、合理的に判断すればこうなるという計算の下に成り立つものですが、両者の合理性の違いというものが浮き彫りになったのだらうと思います。そして、核兵器、通常戦力、あるいはサイバー・宇宙空間であったり、経済制裁など非軍事的措置などを、いかにミックスしていくかというところの抑止の難しさが、さらに利益と決意の格差によって増幅されてきたと言えます。

もう一つ、ロシアがはたして核兵器を実際に使用するか否かは、まだ分かりません。ただ、少なくとも西側諸国／現状維持勢力の観点からすると、ロシアのように核威嚇を繰り返しつつ侵略するような国が利益を得ることは許しがたい、ウクライナに勝利してほしいというのが希望であり、だからこそさまざまな軍事支援をウクライナに送り、経済制裁を重ねているわけですが、そこにジレンマがあり、ロシアが核兵器（や他の大量破壊兵器）を使うかもしれないという状況は、

まさにロシアが追い込まれ、プーチン政権の土台が揺らぐ際に、その可能性が高まっていくということです。これにどのように対応していくべきかは、引き続き難題なんだろうと思います。

その上で、日本の抑止態勢をどうすべきかについて、佐野大使も非常に詳細にご説明されましたので、どのように考えなければならないかについてだけ、少し触れてみたいと思います。まず、日本、そして日米同盟の役割分担というのをどのようにしていくか。相手に耐えがたい損害を与えるという懲罰。それから相手の武力行使を撃退するという拒否。この役割分担も引き続き考えなければなりません。それから、核共有でも議論になりますが、相手を抑止するという目的のための措置と、私たちが何らかの安心感を得たいという目的のための措置と、そこには重なる部分もありますが、異なる部分も少なくないということで、予算や人といった有限のリソースをいかに配分していくかということを考えるときに、抑止としては何が必要なのか、その中で安心感ほどの程度あれば十分なのかということを考えなければなりません。こうしたことを踏まえつつ、「安定・不安定逆説」の下での抑止態勢を考える必要があります。

核については佐野大使と同様に私も否定的であります。地域レベルで考えると、グレーゾーン事態、そこから通常戦力の限定的な使用から次第にエスカレートしていくということで、まさにそれらの各段階で逐一、抑えていき、相手に目標を達成できないとして諦めさせる。そうした意味で、通常戦力は安定・不安定逆説の下での抑止の手段として非常に重要なだろうと思います。まず、これを日本はしっかり抑えていかなければなりません。

核共有については、核兵器という能力の配備ということ以上に、運用面の措置——日米間で、例えば作戦計画を共有するだとか、実際にどういう場面であれば核を使う、使わないというようなところをしっかりと議論するというのも、核共有の一つのあり方です。日本は今、核の傘に安全保障を依存していますが、日本の安全のために核が使われるかもしれないということについて、日本がしっかりと認識し、覚悟を持つということ。そのためにも、日米間のやりとりというものがますます必要になってきている。

軍備管理・軍縮については、戦略的競争の下で抑止が重視されており、だからこそ軍備管理の必

要性が高まっているという佐野大使のお話は、まさにそのとおりだと思います。同時に、国際システムが移行期にある中で、既存の軍縮・不拡散アーキテクチャが制度疲労を起こしているのではないかと。NPT、それから米露2国間の軍縮条約もそうですが、いずれも冷戦期に骨格がつけられたものです。冷戦期は、米ソの二極構造で、軍備管理も米ソの戦略レベルの問題として取り扱われ、米ソの全面核戦争を防止することが最終的な目標でした。国際システムが米ソ二極からアメリカ単極を経て、多極へと移行しつつあるとすれば、軍備管理・軍縮についても新しい枠組みの構築、あるいは既存の枠組みの修正ということを考えていかなければなりません。抑止関係は多極化し、さらに抑止の手段である兵器体系も多様化してきているという中で、そうした変容期にある抑止関係や軍備管理・軍縮の不安定化をいかに防止していくのかというところが一つの論点になってきています。

そうした中での日本の取組について、まずは核兵器が広島・長崎以来、七十数年にわたって使われてこなかったという歴史をいかに継続するかというのが大事なだろうと思います。ロシアによる核恫喝の下での侵略によってかなり揺らいでおり、だからこそもう一回、核兵器が使われないことの重要性を強調する必要があります。

そして5核兵器国の中で中国が実質的な核軍縮を行っておらず、さらに日本にとっていえば中長期的に脅威になり得る国ということで、この中国をどのように核軍縮に取り込んでいくかということです。中国との関係では、適切な抑止が必要で、中国に現状変更を許さないということが重要ですが、まさにそれを梃子にして軍縮を進めていく。かつてINF条約が成立したとき、「NATOの二重決定」ということで、NATOは軍縮を進めると同時にソ連が反対すれば中距離ミサイルを配備するという決定を下しましたがけれども、まさにそういったようなことを考えていくというのも一案だろうと思います。

最後に、抑止と軍備管理からなる「核の秩序」ですが、これを再構築していく。制度は力と利益と規範の適度な配分によって構築されるということを見ると、そういう意味で規範だけに特化した核兵器禁止条約だけでは心もとない。現代の安全保障、それから核を巡る関係の中で、これら三つのバランスをいかに取るのかということから

軍備管理・軍縮を考えていく必要があります。また、軍備管理・軍縮という制度が成立していくときには、何らかの最終的な目標であったり、あるいはナラティブ（言説）が必要になってきます。これを国際社会として作り出していくために、核兵器国と非核兵器国の間、あるいは核兵器国間に亀裂があるなかで、日本がイニシアチブを取って、ミドルグラウンドというものを探していくことが重要だと思いますし、そのために神余大使がお話しされました、議論のための場所をつくり出していく。そうしたことを日本はもっとより積極的にイニシアチブを取っていくべきなんだろうと思います。私のコメントは以上でございます。ありがとうございます。

菅沼：戸崎先生、どうもありがとうございます。非常に理論的な概念を使用され、日本はどうすべきかという役割につきましても、橋渡しの役割を強調していただいたのではないかと思います。ここでもう一度、ご参加の方にお願ひいたしますけれども、今、チャットで質問のリンクが皆さんのところに届いていると思います。ご質問のある方はこのGoogleフォームのほうからご質問をお願いしたいと思います。後ほど私のほうで整理をして、議論をしたいと思います。そうしましたら今、お三人の方からコメントをいただきましたので、佐野さんのほうからリプライをいただければと思います。

コメントへのリプライ

佐野：コメントありがとうございます。いずれのコメントも大変重要で、深く議論していく必要があると感じました。それではお三方のご意見のうち、一つ二つ、私の方から再コメントをさせていただきますと思います。

まず神余大使の、抑止の失敗ではなくて抑止の不在だったという意見。そういう見方もあろうかと思ひます。他方、ウクライナがNATOに入っていたとしたら、こういう事態にはならなかったわけですね。つまり抑止が固定されていた状況だったと思ひます。ウクライナがNATOに入っていなかった、あるいは、いわば力の空白があったが故に起きたということであるならば、そこにこそまさにどのような抑止を使うべきであったのかというのが私の議論なのです。つまりNATOに入っ

ないウクライナがロシアの侵攻を間近に控えている状況で、先ほどの戸崎さんの地域的・戦術的なレベルでロシアを抑止できたのかという議論は私に任せて、そこには色々な思い違い、思い込みに基づく錯誤があったという議論をしているわけです。

それからもう一つ、先ほど神余大使が最後のほうでおっしゃっていますけれども、A or Bではなく、A plus Bを議論するための別の枠組みが必要ではないかという議論ですが、私もそう思ひます。核兵器禁止条約かNPTかという議論ではなくて、この双方を包括して本当の意味で議論できる場所が必要だと思います。まだまだ両者のコミュニケーションは足りないと思ひます。それでは具体的にどういう場なのかというと、それは禁止条約の会議場ではないと思ひます。むしろNPTの場だと思ひます。禁止条約の締約国数は、今60を超えています。しかし、もっと普遍的な場、つまり191カ国が入っているNPT、あるいは国連もあり得るかもしれません。それらの場でA plus Bの包括をした議論は可能だと考えます。

ただ、神余大使、私は国連についてすごく苦い経験を持っていて、国連の場合ですと国連総会の第1委員会で議論するわけですが、どうしてもステートメント大会になってしまう傾向があります。従って、異なる意見について議論が深まるかということ、国連はそうではないわけです。NPTもそういう面はありますが、まだNPTのほうがかましかないと。本来は例えば政府専門家会合のようなものをつくって、お互いの立場を代表する国々が、それこそクローズド・ミーティングで議論をしていくことが必要なのかなと思ひております。

それから角大使のコメント、知らない点が多く大変勉強になりました。ありがとうございます。特に、ロシアの安全のために正教会が精神的なバックアップのみならず、核を祝福すると言ってきた点は、私の不勉強でした。正教会、宗教がそういう形で核を祝福しているのには、ロシア国民の心の奥底にもそのような考えが沈殿しているのだらうなと感じました。力に対する信仰がロシア国民の中にもあることを学ばせていただきました。いずれにせよ新しい視点でした。

それからもう一つはウクライナ東部について、これはもともとピョートル大帝以降、ロシアのもので、レーニンが分けてしまったという歴史的な背景も新しい点でした。いずれにせよプーチンは

ウクライナを取ろうとする意欲があって、それは単にプーチンだけじゃなくて、歴史的、社会的に国民がサポートしていて、内心、当然だと思っていたとすれば、「大規模な経済制裁」を取るよと言ったこと自体が、むしろロシアをプロボクしたという面があるのかなという気がします。

それから戸崎さんの整理、明快でした。頭の中が整理されたような気がいたします。特に「安定不安定の逆説」、抑止の分析、能力、意図、認識の問題。それからジレンマですね。まさにこれ、ジレンマが今後、プーチンの政権が弱くなっていけばいくほど、それは西側にとっては良いのでしょうか、核の使用の可能性が高まるジレンマですね。これも全くそのとおりで、私が言いたいことを明確に整理していただいたと思います。

それからこれ、神余大使もおっしゃってましたが、力の移行、米ソの二極から多極化する過程で既存の軍備管理、軍縮のアーキテクチャが現実に合わせてきていて、新しい枠組みが必要なのか、あるいは既存の枠組みを若干、修正していく必要があるかとの議論ですが、これは今後、大きな安全保障のテーマとして議論をしていくべきだと思いました。私の結論はNPTの求心力を弱めないように、もう一度、NPTの旗の下に加盟国が集まるべきだということですけども、NPTを超えた新しい枠組みがあり得るのかどうか、それはもう過去、NPTの50年の歴史でいろんな問題が噴出してきているわけで、それらも同時に解決するチャンスなのか、そういう考え方もあり得ると感じました。どうもありがとうございます。菅沼先生、とりあえず以上です。

パネルディスカッション

菅沼：どうもありがとうございます。論点が多岐にわたっているのですけれども、一つは今回のロシアのウクライナ侵攻は抑止できたのかどうかというところの見方で、神余大使、角大使のお話を伺うと、これは場合によってはなかなかもう抑止できないような、つまり抑止が不在をしていたのか、あるいはロシアの世界というそういうロシア人の価値観があったが故に、西側が抑えられなかったというふうに見てよいのかどうかということが一つ、論点になるのではないかなというふうに思います。

二つ目は、これまで積み上げてきた国際的な軍

縮の枠組みといったものが、今回、どのような変容を迫られているのかということがもう一つの論点としてあるかと思います。三つ目に、核兵器禁止条約を推進してきた潮流と、これまでのNPTを中心とした核軍縮の潮流とをどのような関係付けて見たらよいのかということです。四つ目に、今後の新しい核抑止、核軍縮の枠組みをどのようにつくっていったらよいのかということです。大きく四つくらい、議論があると思われました。

今、佐野大使からリプライがありましたけれども、ウクライナが何らかの軍事同盟に入っていれば、これは避けられたのかどうかというところが一つ、議論になっていますけれども、この点について神余大使、角大使、何かご意見はございますでしょうか。まず神余大使、お願いします。

神余：ありがとうございます。私は、ある種の西側の責任というのも少しあったんだろうと思います。ミアシャイマーが言っている西側の責任というのは、西側はロシアの立場をあまり理解してない、もう少しロシアに配慮をしたほうが良いのではないかという意味での西側の責任です。しかし、そうではなくて、プーチンのロシアは独裁国家ですね。それに対するアピーズメント、すなわち宥和が西側にはあったのではないのか。独裁者に対してアピーズメントはしてはならないという第二次世界大戦の歴史的な教訓を、西側は生かしていないのです。アメリカもあいまい戦略でいけばよかったのに、早々と部隊はウクライナに送りませんということを不必要に早めに言ってしまう。それからイギリスは別として、フランスとかドイツはどうもロシアに対しては腰が定まらないといいますが、弱腰っていいですか、そういうことがあったので、そこを甘く見られたのではないか。これはなぜロシアは西側を甘く見たのかということにもつながってくると思いますが、その意味での西側の責任があると思います。

もう少し独裁者には妥協をしない、宥和をしないということを西側がもし一致して示すことができたならば、それは恐らく抑止力になったと思います。トランプ大統領だったらどうだったであろうかということを考えると、西側は少しこの点を反省してみるべきではないのかなと思います。メルケル首相がいればどうだったかというのは、これはあんまり大きな論点にはならないと思います

が、先ほど申し上げたアピーズメント、これが西側にあったということがメインだと思います。もう一つ論点がありますが、これは後にしましょう。

菅沼：はい。ありがとうございます。角大使、クリミア侵攻の際に西側がプーチンに誤ったサインを出したのではないかという指摘についてどのようにお考えでしょうか。

角：私も神余さんの意見に賛成なんで、2014年のときですよ。2014年にクリミアを違法に併合し、そしてドンバスに兵をロシアが入れたときに、もうちょっと強い態度を西側は取るべきだったと、今から思うと思うんですね。あのときはそれを解決するためにミンスク合意、結んだわけですけれども、それもかなりロシアの立場を入れたつ結びという形で、ああいうやり方をすると、ロシアの権益がある程度はウクライナにもあるんだということを西側は認めたというふうなサインをプーチンに送ったと思うんですね。ですからあのときにもうちょっと毅然とした態度を取る必要があったのかなというふうに思っています。あれは、私はプーチンはこのくらいやっても、どうせ西側ってというのは最初は反発しても、そのうちにロシアといろんな関係、結ばざるを得ないんだってというようなことを思ったんだと思うんですね。だからそういう意味では、それからもう確かにシリア。状況は違いますがシリア、それから先ほどお話ししたアブハジア、オセチアでもロシアはかなりひどいことをやっているわけですしね。ミンスク合意は、何となく西側がロシアにも配慮して収めたわけですけど、今から思うとああいうことはプーチンをますますやれることはできるんだという考えに追いやったのかなという気はしています。以上です。

菅沼：ありがとうございます。戸崎先生、ロシアのクリミア侵攻に対する西側のとった態度について、ご意見はございますでしょうか。

戸崎：ありがとうございます。神余大使、角大使がお話しされたことはまさにそのとおりだと思います。同時に、ロシアにとってはどのような犠牲を払ったとしても、ウクライナ取りたいという強い決意があったかもしれない。他方、アメリカと

NATOは確かにアピーズメント（宥和）という側面もあったかもしれませんが、核攻撃を受ける可能性をかけてまで、ウクライナを守る価値があると考えたのかどうか。そこは考えなければならぬと思います。同じような状況で見捨てられるということが日本にとっての懸念であるとするれば、アメリカに見捨てられないようにするために、同盟関係をどう考えていくのか。中国や北朝鮮が同じような状況を仕掛けてきたときに、ウクライナの二の舞にならないようにすることを日米同盟、あるいは北東アジアの安全保障の中で考えていかないといけないというのは、日本にとって大きな教訓なのだろうと思います。

菅沼：ありがとうございます。佐野大使、この点につきましてご見解がありますでしょうか。

佐野：ありがとうございます。先ほど戸崎さんが最後におっしゃったように、まさに日本がウクライナ化しないためにどうすべきか、という問題を本当は政治家に議論してほしいと思います。結局、最終的に政治がわが国をリードしていくわけですから、その辺りの問題意識を政治家の皆さん、しっかり議論していただくことが今、一番、日本に求められているのではないかなと思います。以上です。

菅沼：ありがとうございます。次の論点としては国連の問題があります。常任理事国のロシアがまさに侵略戦争を行ったということで、常任理事会の機能が完全に不全状態になっています。そういう中で国連についてどのような改革をしていったらよいのか。先ほど神余大使から、ジェノサイドを行っている国は拒否権を発動できないというようなそういうご提案がありましたけれども、国連をどういうふうに安全保障機能、発揮させるのかという点については、ご意見ございますでしょうか。神余大使、追加的にご意見いただければと思います。

神余：国連安保理改革をどうするかということについては2022年7月号の『中央公論』に発表しました。ゼレンスキー大統領の要請にどう応えるべきか、国連安保理改革の方向性とは何かを書いてありますので、詳しくはそれを読んでいただければと思います。佐野さんがさっき言われたように

核軍縮を国連で議論するとき、第1委員会だとスピーチ合戦になってしまって、あまり意味がないのではないかと思います。私は国連の第1委員会ではなくて、国連総会の全体会合で議論する。例えばSDGsをつくり上げたのは長いプロセスですが、国連総会なのです。総会のオープン作業部会で交渉してSDGsができてきたわけですからその例に倣って、軍縮についても、いわゆる共通のデノミネーターを見つけていくためには、全体会合で一つの具体的な文書を作っていき、これが必要だと思います。

その際の交渉のベースになるのは、日本政府が1994年以降、出し続けてきている核廃絶に向けての道筋というかそれに関する総会決議案があります。これは2021年には「核兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話」と名前は長いものですが、核兵器国も非核兵器国も皆乗れるものを作ってきているので、それをベースにして、できればバイディングな（拘束力を持つ）ものが良いのですが、そういう文書を作っていくことを総会でやるべきです。総会には拒否権はないので、3分の2の多数でこれができるれば、相当、大きなプレッシャーになると思います。私はそれは不可能ではないと思っています。

そういう道筋をつくっていくために、例えば軍縮に関する特別総会を開き、その枠組みで議論を行っても良いと思います。来年、G7の広島サミットがありますから、そこで核兵器をどうする、軍縮をどうするかをG7で議論し、それを踏まえて日本として第4回目の軍縮特総を開こうという提案をして、さまざまな改革をその中に盛り込んで議論していくのが良いのではないかと思います。核兵器禁止条約に入るか、入らないかといった話ではなくて、とにかく具体的な核軍縮案を出さないと意味がないのです。核兵器禁止条約に入ったからといって核兵器の廃絶が実現するとは限らないのです。それよりも現実論で、核軍縮のベースになるドキュメントを作り上げていくという方向にどうしたらいいのかに外交は心血を注ぐべきだと私は思います。それが日本だけではありません、他の多くの国の責務だと思います。

菅沼：角大使、国連はどのように安全保障機能を強めていくことができるのか、ご見解をうかがえますか。お願いいたします。

角：ありがとうございます。国連は国連憲章、変えるってのが大変ですから、私はこの問題は総会の権限を強めるということしかないのかなという気がするんです。具体的には確かに国際の平和と安定というのは安保理が責任を持つと書いてありますけど、あそこには主要な責任というふうに書いてあるわけですね。決して全部の責任を持つというふうには国連憲章に書いてないわけです。それからもう一つ、確かに安保理が関わっているときには総会は関わらないって書いてあります。しかし例外として、パレスチナ問題というのは要するに総会でも議論しているわけですね。だからこれは恐らく安保理のいわゆるP5というのは自分たちの権限を取られるのは嫌ですから、アメリカとイギリスもフランスもどこまで乗ってくるか分かりませんが、しかし今回だって例えば拒否権のない手続き事項ということで、安保理はウクライナ問題を総会に送って、総会で決議もやったわけですから、私はこれ、むしろもうちょっと進めて、国連がロシアに対して武力行使を行うことを認めることは、なかなか難しいでしょうけれども、経済制裁。これについては総会で私は通してもいいんだと思うんです。総会決議は確かに加盟国に対して強制力を持たないということはあるかもしれませんが、しかし世の中、この間のロシア非難決議のように141取れば、かなり世界の一つのコンセンサスというのができたというふうに考えていいんで、私は今後、総会の決議を今の憲章の中でどこまで強めることができるかということは、十分に議論する必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

菅沼：ありがとうございます。戸崎先生、国連の機能強化について、どのような方向性があるとお考えですか。

戸崎：「P5」がしばらくは変わらないのであるとすれば、ではP5という特権的な地位にある国の責任とは何なのか。国際安全保障や国際社会におけるP5が果たすべき責任というものを、P5の中でも、また国際社会の中でも議論していくということが必要なのだと思います。核問題についても同じで、核兵器を保有している国、あるいは核抑止に依存している国の中で、それらの国々が取るべき責任ということも改めて考えていく。もちろん、すぐに何かが良いくなるということではないか

もしれませんが、そうした国々の行動を少しでも変えていく、影響を及ぼしていくという考え方も一つあり得るのかなと思います。

それからもう一点だけ、神余大使がお話しされた核軍縮に関するフォーラムの点。これは何か一つに絞るといよりは、いろいろなものができてもいいのではと思います。国連総会などは確かに佐野大使がお話しされたようにスピーチ合戦になる可能性もある。であるとすれば、そこにいくまでの間にリトリートのような形でいくつかの有志国などが集まって、スピーチ合戦ではなくて、本当に真剣な議論をすると。核軍縮をこれからどうやって進めていくのか、核軍縮の新しい枠組みにとって必要なナラティブは何なのか、今、核軍縮をめぐる非常に大きな亀裂がある中で、どのような考え方や目標であれば共有できるのかというところを突き詰めて考えていく、議論していくというような場も必要なのかもしれません。そうしたところに、被爆国であり、核の傘の下にあり、しかも核兵器を保有していない日本だからこそできるイニシアチブがあると思いますし、そうしたところで日本はリードしていけるのではないかと思います。

菅沼：どうもありがとうございます。核禁止条約についてどう考えるのかということも含めて、今、ご議論をいただけたと思います。特にAかBか、あるいはAもBもというところのどういうふうに日本の歴史的な経験、われわれが持っている独自の価値観といったものを生かしていけるのかというところで、ご意見をいただけたと思います。

時間が少し押ししておりますので、フロアから出ているご質問をいくつか取り上げたいと思います。一つは西側のウクライナに対する軍事支援について、これがむしろ停戦を遠ざけてしまうのではないかという、こういうご意見がございますけれども、これについてご意見いただければと思います。佐野大使、お願いします。

佐野：西側の軍事支援がむしろ戦争を継続させ、停戦を遠くしてしまうのではないか、という意見ですか、私は全く逆だと思います。停戦をしても、ロシアが先ほどのようなウクライナに対する考えを持っているならば、その停戦も守られません。ウクライナ全部を取るまでロシアは多分侵攻

するでしょう。そうではなく、問題は西側の軍事支援が少なくてかつ遅いことが問題になっているわけで、特にヨーロッパの主要国であるドイツ、フランス、イタリアからの支援が十分ではないわけです。この3カ国のGDPは大きいですが、GDPに占める軍事支援の比率は低いわけで、私は圧倒的な経済力を持つドイツ、フランス、イタリアがゼレンスキー大統領の求める軍事支援に的確かつ迅速に responding していくことが必要だと考えます。結局、ウクライナの将来を決めるのはアメリカでもNATOでもロシアでもなく、ウクライナ国民自身なわけで、彼らは自由で開かれた体制を保ちたいと言う意志を示して戦っていると私は思っているので、それを全面的に支援し続けるべきだと思います。以上です。

菅沼：ありがとうございます。角大使、お願いいたします。

角：全く同じ意見なんですね。今、仮にもしウクライナの支援をやめたらどうなるかということを考えて分かるんですね。それはロシアはあつという間にウクライナを圧倒するでしょう。その結果、ウクライナに全く政治的、それから経済的、言論の自由もないところがつくられるわけです。そういうロシアの意志を他に押し付けるということを許す結果にならないようにするために、いくら平和といったってその結果を考えたら、私はとても西側がウクライナを支援することをやめることには絶対に賛成できないし、むしろウクライナが自国の独立を守るため。今、ウクライナ自身が戦うと言っているわけですから、西側がウクライナを無理して戦わせているわけでも何でもないわけで、そういうウクライナも国民が一体となって侵略と闘うという意志があるわけですから、私はそれを支援することは極めて重要だと思っています。以上です、ありがとうございます。

菅沼：ありがとうございます。神余大使、お願いいたします。

神余：私はこの問題は今、お二方がおっしゃったようなことが恐らく正しいのだろうと思います。確かりトニアの外務大臣だったかがつい最近、ウクライナに何か譲歩を求めることによって、停戦をするということは決してしてはならないと

言っています。侵略されたウクライナが今必死に戦っているときに、ウクライナに対して譲歩を求める、それによって停戦を導くということはやってはならないということを隣国の人は分かっているわけです。ところがそれを言い出しかねないのはドイツであったりフランスであったりします。これはロシアに対するアピーズメント（宥和）の一つですが、それが出ないように現在はしていく必要があると思います。ただし武器供与も永遠に行われるわけではもちろんありません。これはアメリカが中心となっていますが、アメリカだっていつまでもやり続けることは財政的その他の観点からできないので、もうアメリカがそれをできないと言ったときが、実はそれはウクライナも見極めるべき時点だと思います。だから、その時が来るまでは、ウクライナの人を助ける、独立を守ることに西側全体が協力すべきだと思います。

菅沼：戸崎先生、お願いします。

戸崎：ありがとうございます。私も3名の大使のかたがたと全く同じ意見でありますけれども、当然、この問題はウクライナだけにとどまるものではなくて、日本が位置する北東アジアもそうですし、今後の国際関係の中で戦略的競争にどのようにかかわっていくのかということも考えたときに、安易に停戦を求め、あるいは武器供与もしないというのではなく、われわれの側にある同じ考え方を持つ国に対して、その国が本当に一生懸命戦っているのであれば、そこには支援を惜しまないという行動を示すことが、将来のさらなる現状変更の試み、他の地域で行われるかもしれない、この地域で行われるかもしれない試みにも影響を与えていくという視点を忘れてはいけないのだろうと思います。

菅沼：ありがとうございます。もう一つご質問が寄せられておりまして、今後、ロシアに大量破壊兵器を使わせない方法ということで、経済制裁以外に何かあるのだろうか。国連安保理改革などは時間がかかるということになると、当面、どういうふうな対応が可能なのかという、そういうご質問であります。これはいかがでしょうか。皆さま、プーチンが、ロシアが大量破壊兵器を使うかどうかというのは予測が困難であるというふうにおっしゃられていたと思うのですがけれども、これ

についてご意見ございましたらお願いいたします。佐野大使、まずはお願いいたします。

佐野：ありがとうございます。WMD、大量破壊兵器をロシアが使わないようにするにはどうしたらいいのかというのは今、まさに一番大きな問題だと考えます。論理的に考えれば、非常に強い抑止のメッセージを送るというのは一つありますけれども、西側民主主義国にとって、それが本当の大戦を引き起こしてしまう可能性があるわけですね。デモクラシーの国であればあるほど、合理的な判断をするわけで、そこは論理的にはあり得ますが、私は非常に強い軍事的なメッセージを送るということは出来ないと思います。そうするとプーチンの考え方に影響を及ぼすこと、例えば先ほど角大使からCISの話がありましたが、ロシアの同盟国である中央アジア諸国、あるいは中国のカードを使ってプーチンに何らかのメッセージを送るとか、そのために中国に対して西側がどうアプローチするとか、そういうことぐらいしかないのであるかなと感じるところです。

菅沼：ありがとうございます。神余大使、お願いいたします。

神余：これは実はロシアとアメリカの我慢比べなのです。ロシアはどうせそのうちに西側も我慢できなくなってきて、譲ってくるだろうと思っています。ですからそこに付け込まれないように、西側は我慢比べに耐えていかなければならないわけです。西側の分断をロシアはやろうとしていますから、そのためには国民も説得して西側は一致団結して、我慢比べをし続ける。そして核の抑止についても、変なことは言わないで曖昧戦略でいかないと西側の抑止力も効かなくなってくるわけです。ロシアから西側は絶対核兵器を使わないと思われることは避けて、使うかもしれないことを心理的に演出していかなければならない。

その辺のところはロシアのほうがたけていますので、そここのところを負けないように、どうやってやっていくかが課題です。これには西側の結束が必要で、そうすれば恐らく核そのものが使われなくて済むのではないかと思います。これはキューバ危機のときもそうですが、大変な心理ゲームだったわけです。それに耐え抜いていかないといけません。ロシアだって怖いわけです。です

からそういう心理状態を見抜いた上で、我慢比べでどこまで政治的に勝ち抜いていくかが試されてくると思います。

菅沼：ありがとうございます。もう一つ質問、取り上げたいと思います。これは中国の問題との関係ですけれども、中国が交渉のテーブルに着くまでは、日本は軍備拡大をしなければいけないのかという、そういうご質問だと思います。力による現状変更を断固反対するというスタンスを示すときに、特に東アジアで日本は軍備についてどういうふうな対応を取るべきなのかという、そういう質問であると思われます。佐野大使、いかがでしょうか。

佐野：ありがとうございます。これは私の冒頭のスピーチの一部分でも申し上げましたけれども、核抑止については結論的には核武装は論外、も核共有も難しい。従って核抑止の強化については、アメリカに依存せざるを得ない。それが1点。しかし通常兵力の抑止については強化していく必要があります。今、東アジアの第一列島線の両側を見ますと、圧倒的なミサイルギャップがあります。それから艦船の数にしても非常にアンバランスな状況があるので、その状況を是正していく必要があります。そのためには日本だけでなく、米、西側諸国も含めて軍備の増強、軍事費のGDP比2パーセントと申し上げましたけれども、も含めて、着実に防衛装備品の確保に努めていく必要があります。それから東南アジア諸国や太平洋の島しょ国、これを西側に結束してもらうために日本の外交の役割というのは経済協力の増強も含めて十分あり得ると考えます。むしろ日本にしかできない面が多々あるというふうに思っております。取りあえず以上です。

菅沼：神余大使、お願いいたします。

神余：これは、私は二つあると思っています。一つは軍備管理というのはパラドキシカルなところがあって、軍備管理や軍縮をしようと思えば力のバランスがきちんと保たれてないと、軍備管理も軍縮もできないわけです。今、圧倒的に日本も日米も中距離のミサイルに関していえば弱いわけです。そうするとその面での軍縮や軍備管理をしようと思えば、まずは核か非核か、それは別として

対抗配備をしていく必要がどうしても出てきます。これは冷戦時代のNATOの二重決定と同じで、ミサイルを対抗配備し、同時に軍縮を提案することによって、SS20とパーシングIIを含むINF（中距離核ミサイル）の軍縮交渉が行われ、全廃になったわけです。ですからそのようなことをする必要がありますので、今は軍縮をするために少しバランスを回復をしていく時期だと、残念ながらそう思います。

二つ目はさはさりながら、この東アジア地域においては、安全保障について共通の理解と合意ができてないと思います。具体的に言えば、現状変更を武力を行使してやってはならないということに関するコンセンサス、これができていないわけで、ヨーロッパの場合は1975年にCSCE（全欧安保協力会議）のヘルシンキ最終文書という形でできたわけです。そういうものを今、日本が音頭をとってこの地域においてもやるべきではないか。それによって信頼醸成も高まってきますので、そのような合意をすべきであると思います。それがすることによって安全保障に関する全体のコンセンサスができた上で、先ほど述べたように中距離ミサイルの対抗配備をすることによって軍縮に持っていくことができるというのが、ヨーロッパの歴史から学ぶことではないのかなと思います。

菅沼：戸崎先生、お願いいたします。

戸崎：ありがとうございます。確かに今、軍拡競争が始まっていますが、日本は軍拡したいわけではないですよ。軍事力よりも、本当は別のことにお金をかけたほうがいいと考えている。ただ、相手が力による競争を仕掛けているときに、これに対抗できなければ日本は彼らの要求に屈しなければならない、日本の重要な利益を手放さなければならないといった状況に陥りかねない。まさにそれが起こっているのがヨーロッパなわけですけども、中国がまだまだ自分たちの力を拡大できる、核のバランスをより高めることができる、それによって自分たちのやりたいようにすることができる、結果として日本の利益が大きく損なわれかねないという中では、中国が仕掛けている競争に、軍事力や経済的な手段など、さまざまな手段で力による現状変更、ルールを無視した現状変更に向かわなければならないし、そこに何らかのリソースを割かなければならないというような

状況なのだろうと思います。

同時に、リスクが高まっているからこそ、軍事における敵対国との協力としての軍備管理をどうにかして見つけ出していく。リスク管理、危機管理、信頼醸成、透明性。日本にとって何が嫌なのか、彼らは何が嫌なのかというようなところをきちんと議論する、できるところから措置を講じていくというような取り組み。その両面をしっかりと進めていく必要があるのだろうと思います。

菅沼：どうもありがとうございます。予定時間を大幅にオーバーしてしまいましたけれども、非常に深い議論ができたのではないかなと思います。この問題、本当に難しくて、簡単に解、答えが出る問題ではありませんけれども、皆さまがたに豊富な経験を基に非常に深い議論ができたのではないかなと思います。これでシンポジウムを終えたいと思いますけれども、佐野大使、最後によろしいでしょうか。

佐野：本日は神余大使、角大使、戸崎先生、それから何よりも立教大学の社会福祉研究所、菅沼先生の下でこういう形で現在、起きている一番重要な安全保障、軍縮の問題が議論でき、それから参加者の皆さまからの質問に対して、大変、素晴らしい先生がたのご回答をいただいて、議論が深まったセミナーだったと思います。社会福祉研究所には、軍縮不拡散の分野も含め、ぜひ今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

菅沼：どうもありがとうございました。佐野大使、神余大使、角大使、戸崎先生、本日は大変、有意義なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。またフロアの皆さまからも非常に重要なご質問をいただきまして、有意義な議論ができたと思います。これでシンポジウムを終えたいと思います。皆さま、どうもありがとうございました。